

「小郡市庁舎建設審議会」の委員を公募します

小郡市では、庁舎建設の基本方針等を審議する「小郡市庁舎建設審議会」を設置します。審議の場で、市民の皆さんの幅広い意見をいただくため、小郡市庁舎建設審議会の委員を公募します。

◆「庁舎建設審議会」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3号の規定に基づく市長の諮問機関です。審議会は市長の諮問に応じて庁舎建設に関する事項について調査審議します。

●応募資格●

小郡市の庁舎建設に関心があり、次のすべての要件に該当する方

- (1) 本市に居住している満20歳以上の方（令和7年11月25日現在）
- (2) 本市の附属機関等の委員を3機関以上兼ねていない方
- (3) 国もしくは地方公共団体の議員または本市の常勤の職員でない方
- (4) 平日に開催する審議会に出席可能な方
- (5) 小郡市暴力団等排除条例に規定する暴力団等と密接な関係を有する者でないこと

●募集人員●

3名（委員総数10名）

●任期●

委嘱の日から諮問に係る事務が終了するまでの期間

●活動内容●

小郡市庁舎建設審議会（年3回程度）へ出席し、庁舎建設案の調査審議において、様々な観点から意見を述べていただきます。審議会1回につき、4,700円の報酬があります。

●応募方法●

所定の「公募委員申込書」に必要事項を記入し、次のテーマによる小論文（400字以上800字以下）を作成の上、持参、郵送またはEメールで、小郡市役所 経営政策部 財政課へご提出下さい。

○小論文テーマ：「地域の防災・減災に向けた市庁舎の役割」

※財政課窓口での受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

※「公募委員申込書」は小郡市ホームページからダウンロードできます。

また、小郡市役所 経営政策部 財政課、各校区コミュニティセンターでも配布しています。

●募集期限●

令和7年10月24日（金）午後0時まで（郵送の場合必着）

●選考方法●

書類（公募委員申込書および小論文）の内容を総合的に判断し、選考します。

選考結果は、応募者全員に通知します。

●応募・問い合わせ先●

〒838-0198 小郡市小郡255番地1

小郡市役所 経営政策部 財政課 新庁舎担当（本館2階）

TEL：0942-73-9108（直通）

Eメールアドレス：newcityhall@city.ogori.lg.jp

※ファックスでの応募の受付はいたしません。